

低価格受注問題検討委員会(第2回)

議事要旨

(1) 元請・下請業者へのヒアリング調査の結果について

- 建設業界の現状がよく反映されており評価できる。一方、これだけ率直な回答が得られたということは、それほどまでに業界の状況が深刻であるということを表していると思われる。
- 大手専門工事業者が抱える問題が明らかになっただけでも前進である。一方、技能労働者を直接雇用しているような小規模の専門工事業者については、より深刻な状況であり、調査結果にはない別のしわ寄せがあるのではないかと懸念される。

(2) 低価格受注問題に対する今後の対応について

① 発注者への対応について

- 発注者への対応を取り上げることは大変評価できる。
- 公共発注者が追加・変更契約に応じない背景には、議会承認の手続きが煩雑であるということ以外に予算制度上の問題もあるのではないかと懸念される。
- 民間発注者については、ディベロッパーだけでなく、大手製造業が無理な単価で発注を行っている実態があるので、経済団体に対しても下請取引の適正化に関する協力要請が必要である。
- 発注者等の不当行為を立証するために、下請業者に対してどのような資料を保持し、いつどのような行動をとればよいか、定着させる必要があるのではないかと懸念される。
- 発注者への是正勧告については、その対象となり得る行為をガイドライン等で具体的に示し、十分周知する必要がある。

② 下請取引に係る書面調査等の見直し

- 調査対象業者の抽出に十分留意すべきである。
- 立入検査を実施する職員の能力を向上させる必要があるのではないかと懸念される。
- 是正勧告の公表については賛成。ただし、公表に当たっては事前に弁明等の機会を設けた上で行うことが適当である。

③ 建設業法令遵守ガイドラインの拡充・改訂の検討

- ガイドラインの改訂においては、受注者・発注者間なのか、元請・下請間なのか明確に整理すべきである。特に、受発注者間については、公共発注と民

間発注があるので、この点についても考慮すべきである。

○ヒアリングにおいて明らかとなった、元請業者によるマンションやゴルフ会員権の強制購入等の行為についても規制すべきではないか。

④悪質な法令違反行為における公正取引委員会への措置請求等の検討

○法令上問題となり得る原価に満たない工事の定義の明確化が必要ではないか。

○下請業者の工事実行予算未満での下請取引は問題とすべきではないか。

○不当に低い請負代金に該当するかどうかの判断を行うため、例えば、現場管理費には何が含まれるのかといった、「下請費用の計上ルール」についても整理しておく必要があるのではないか。